

## 経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

# 「経営事項審査の再審査について」

平成 30 年 4 月 1 日より、経営事項審査(以下「経審」という。)の審査項目の一部改正が行われます。これに伴い、平成 30 年 3 月 31 日までに現行の基準(以下「旧基準」という。)で経審を受審し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「結果通知」という。)を受けた方のうち、条件を満たす場合、今回改正される新基準での再審査の申し立てが可能です。

再審査の申し立ては義務ではありませんので、再審査の申し立てを行わない場合は、旧基準による結果通知がそのまま有効なものとして扱われます。

また、再審査は改正項目に関する部分のみ行いますので、結果通知の内容に変動が無い場合や、受審済みの経審結果を修正しようとする目的(誤り部分の修正や技術職員等の追加等)での再審査は受け付けません。

### ◎改正事項

#### 1 W点のボトム撤廃(社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化)

現行制度、「社会性等(W)の評点が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する。

#### 2 防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」(+5点)と改める。

#### 3 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

(1) 現行制度上は1台につき加点1点のところ、加点テーブルを下記のとおり見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する(最大15点は現行と変わらず)

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数 (改正後)	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15
点数 (改正前)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

(2) 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

なお、対象車両については、車検証備考欄の表示番号の後に「(建)」と記載されていることが必要。

### 【根拠:建設業法施行規則第20条第2項】

法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

なお、再審査等の取り扱いについては、下記のとおりですので再審査を受けられる方は十分ご確認の上申請してください。

## 記

### 1 再審査の申立てが可能な方(以下のいずれにも該当する)

- (1) 平成30年3月31日までに、経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っていること。
- (2) 今回の改正により、経営規模等評価の結果(W点)が変動すること。

### 2 再審査の申立て方法等

#### (1) 申立て方法

##### 郵送(書留郵便に限る)

- ※ 申請書類が折り曲がらないよう、封筒は角2版以上のものをご利用ください。
- ※ 宛先((4)に記載)のほか封筒の余白に朱書きで「経審再審査」と記入してください

#### (2) 受付期間

平成30年4月1日から平成30年7月29日(120日間)

- ※ 平成30年7月29日消印まで有効

#### (3) 手数料

##### 無料

- ※ ただし、申請書類の郵送料については申請者負担となります

#### (4) 提出先

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番6  
茨城県庁 土木部監理課 建設業担当

### 3 再審査に必要な書類

#### (1) 必須書類

- ア 経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(20001 帳票)・・・1部
- イ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002 帳票)・・・1部
- ウ その他の審査項目(社会性等)(20004 帳票)・・・1部
- エ 技術職員名簿(20005 帳票)・・・1部
- オ 経営状況分析結果通知書(写し)・・・1部

- ※ 改正事項以外については、旧基準による経審申請書の内容を変更することはできません。
- ※ 標題の「経営規模等評価申請書」部分は、二重線で消してください。
- ※ 表紙(20001 帳票)の項番 05「申請等の区分」欄は「4」と記入してください。

#### (2) 該当する場合に必要な書類

- ア 建設機械の保有状況一覧表(建設機械様式)及び追加する営業用ダンプ車(総重量8tまたは最大積載量5t以上のものに限る)について所有又は審査基準日から1年7か月以上のリース期間があることを確認できる書類・・・2部

- ※ 自動車車検証(写し)(リースの場合, 契約書(写し)も添付する。)
- ※ 所有又はリースのいずれの場合も, 自動車検査証の備考部分にある「その他検査事項」欄に「営〇〇〇〇(建)」と表示されているものであること。なお, 手書きで加筆されている場合は運輸支局等名の小印が押印されていること。
- ※ 既存の機種(ショベル系掘削機, ブルドーザー, トラクターショベル等)の追加はできません。

イ 返信用封筒・・・1部

- ※ 建設機械の保有状況一覧表(建設機械様式)の控えの返信用。申請書の控えが必要な場合も対応します。ただし, 結果通知は別に郵送します。
- ※ 送付物の重さやサイズ等に応じた切手を不足のないように貼り付けし, 必ず宛先を明記したものをご用意ください。

ウ 委任状・・・1部

- ※ 代理申請の場合は必ず委任状を添付してください。ただし, 結果通知書の送付先は通常の間審同様, 許可業者本人あてとなりますのでご注意ください。

4 その他の注意事項

茨城県が行う再審査については, 茨城県知事許可業者を対象としております。県内に本店を置く大臣許可業者の方の書類も同様に受付いたしますが, 書類の作成方法等(取扱いが異なる場合があります)については, 別添「関東地方整備局で経営事項審査を受信される大臣許可業者の皆様へ」を参照のうえ, 疑義は関東地方整備局に確認してください。

また, 茨城県知事許可業者の申請と区別するため, 書類郵送の際には, 封筒の余白に「大臣許可」と必ず記載してください。

**監理課建設業担当**

個別に注記されている部分以外は  
前回(旧基準)の審査と同じ内容で  
記載すること。

~~経営規模等評価申請書~~  
~~経営規模等評価再審査申立書~~  
~~総合評定値請求書~~

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

抹消部分が通常審査時と異なるので注意。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
茨城県知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-
申請時の許可番号	02	大臣コード 国土交通大臣許可(般特)第 号	許可年月日 平成 年 月 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣コード 国土交通大臣許可(般特)第 号	許可年月日 平成 年 月 日
審査基準日	04	平成 年 月 日	旧結果通知に記載された審査基準日を記載すること。
申請等の区分	05	4	再審査の申立及び総合評定値請求をする場合は「4」を記入すること。
処理の区分	06	00	
法人又は個人の別	07	(1.法人) 資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号
商号又は名称のフリガナ	08	イバラキケンセツ	
商号又は名称	09	茨城建設(株)	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	イバラキ タロウ	
代表者又は個人の氏名	11	茨城 太郎	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	08201	項番08~15は、変更があった場合は、変更後を記入。
主たる営業所の所在地	13	笠原町	
郵便番号	14	310-8555	電話番号 029-301-4334
許可を受けている建設業	15	221212	1.一般 2.特定
経営規模等評価対象建設業	16	9999	前回(旧基準)と同じ内容で記載(変更不可(廃業を除く))。

個別に注記されている部分以外は  
前回(旧基準)の審査と同じ内容で  
記載すること。

自               (千円) <sup>10</sup>  
              (千円) <sup>13</sup>  
 (1. 基準決算)  
 (2. 2期平均)

基準決算	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)

利益額 (2期平均)               (千円) <sup>3</sup> <sup>5</sup> <sup>10</sup>  
 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
 = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	審査対象事業年度の 営業利益	審査対象事業年度の 減価償却 実施額
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (千円)

技術職員数         (人) <sup>3</sup> <sup>5</sup>

登録経営状況  
分析機関番号         <sup>3</sup> <sup>5</sup>

経営状況分析を受けた機関の名称

---

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

旧結果通知書の「行政庁記入欄」  
に記載された番号を記入する。

旧結果通知書の年月日を記入する。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 261000 号	平成 30年 2月 14日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由
平成30年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため。

例示のとおり記載すること。

連絡先

所属等  
ファックス番号

---

氏名

---

電話番号

---

工事種類別完成工事高  
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10 月	自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 月	( 1. 2年平均 ) ( 2. 3年平均 )
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		年 月 ~ 年 月	

業  
コ  
3 2 3  
工事の種

今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、  
前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出  
してください。

45  
7

3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 2	3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類		審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 3	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類	その他	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度		
その他 工事		審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度	審査対象事業 年度の前々審査 対象事業年度		
3 4	3 5 10 13 15 20 23 25 30 33 35 40	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
合計					

技術職員名簿

申請者名 \_\_\_\_\_

頁

項番 数 61 001 頁

審査基準日 平成 年 月 日

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード		有資格区分コード	講習受講	業種コード		有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
					3	5			10				
1			年 月 日		6	2							
2			年 月 日		6	2							
3			年 月 日		6	2							
4			年 月 日		6	2							
5			年 月 日		6	2							
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12			年 月 日		6	2							
13			年 月 日		6	2							
14			年 月 日		6	2							
15			年 月 日		6	2							
16			年 月 日		6	2							
17			年 月 日		6	2							
18			年 月 日		6	2							
19			年 月 日		6	2							
20			年 月 日		6	2							
21			年 月 日		6	2							
22			年 月 日		6	2							
23			年 月 日		6	2							
24			年 月 日		6	2							
25			年 月 日		6	2							
26			年 月 日		6	2							
27			年 月 日		6	2							
28			年 月 日		6	2							
29			年 月 日		6	2							
30			年 月 日		6	2							

今回の改正に係る再審査対象項目はありませんが、  
 前回(旧基準)の申請と同じ内容で作成したものを提出  
 してください。

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	項番	3		[1.有、2.無、3.適用除外]
	4	1		
健康保険加入の有無	4	2		[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4	3		[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4		[1.有、2.無、3.適用除外]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5		[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6		[1.有、2.無]

改正項目(項目56)以外は、前回(旧基準)申請と同じ内容を記載すること。  
 ※改正項目以外は変更できません。

建設業の営業継続の状況

営業年数	4	7				(年)	初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
							昭和 年 月 日	年 月 日	
							平成 年 月 日		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4	8				[1.有、2.無]	再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
							平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	4	9		[1.有、2.無]
------------	---	---	--	-----------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	0		[1.有、2.無]
指示処分の有無	5	1		[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	5	2		[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]	
公認会計士等の数	5	3			(人)
二級登録経理試験合格者の数	5	4			(人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	5	5								(千円)	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
											(千円)	(千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	5	6				5	(台)
----------------	---	---	--	--	--	---	-----

今回の改正により追加となった建設機械(営業用の大型ダンプ車(主として建設業の用途に使用するもの))を新たに追加した合計台数を記載すること。  
 該当無い場合は、前回申請と同じ内容で記載すること。

※今回の改正により追加となった建設機械以外は増やせません。

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

ISO9001の登録の有無	5	7		[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5	8		[1.有、2.無]

記入例は前回(旧基準)4台を記載していたが、改正により該当する大型ダンプ車1台を加え、5台とした例

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9		[1.該当、2.非該当]	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
					(人)	(人)	(%)
新規若年技術職員の育成及び確保	6	0		[1.該当、2.非該当]	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
					(人)	(%)	



## 建設機械の保有状況一覧表

許可番号： 第 \_\_\_\_\_ 号

商号又は名称： \_\_\_\_\_

基準決算日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

通番	建設機械の種類	メーカー名	型式	所有又はリースの状況	取得日又はリース期間		検査実施等年月日 (審査基準日時点で有効なもの)
					取得日	リース期間	
記入例	ダンプ	○×自動車	★★ 営 1234(建)	所有	平成 27. 3. 25	～	平成29. 11. 17
1		<p>審査基準日において、自ら所有し、またはリース契約(審査基準日から将来にわたって1年7か月以上の使用期間のあるもの)により使用する、(1)建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、(2)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に規定する大型自動車のうち、経営する事業の種類として建設業を届出、かつ、表示番号の指定を受けている大型ダンプ車、(3)大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則に規定する表示番号指定申請書に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、表示番号の指定を受けているもの、(4)労働安全衛生法施行令に規定する移動式クレーンが対象。</p> <p>ただし、<b>今回の再審査は(3)に該当するもののみ作成する。</b></p>				～	
2						～	
3						～	
4						～	
5						～	
6						～	
7						～	
8						～	
9						～	
10						～	
11						～	
12		<p><b>正副2部提出願います。</b></p> <p>* 翌年度以降の経審受審には、この写しを前回(旧基準)審査時のものとあわせてこの写しを持参願います。</p>					
13							
14							
15							

## 記載要領等

- 審査の対象となる建設機械は、以下のとおり。
  - 建設機械抵当法第2条の規定による建設機械のうち、次のもの。
    - ショベル系掘削機 : ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
    - ブルドーザー : 自重が3トン以上のもの
    - トラクターショベル : バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
    - モーターグレーダー : 自重が5トン以上のもの
  - 大型ダンプ車 : 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているものまたは、営業用の大型ダンプ車のうち主として建設業の用途に使用するもの。
  - 移動式クレーン : つり上げ荷重3トン以上のもの
- 「建設機械の種類」の欄には、ショベル系掘削機の場合は「ショベル」、ブルドーザーの場合は「ブル」、トラクターショベルの場合は「トラ」、モーターグレーダーの場合は「グレーダー」、大型ダンプ車の場合は「ダンプ」、移動式クレーンの場合は「クレーン」と記入してください。
- 審査対象となる建設機械をすべて記載してください。一枚で記載しきれないときは、複数枚に分けて記載してください。
- 「所有又はリース」の欄には、該当する方を記入してください。
  - 正副2部提出願います。**
    - \* 翌年度以降の経審受審には、この写しを持参願います。
    - \* 確認済の建設機械については、特定自主検査表等のみ(契約書、カタログは不要)提示してください。